



鳥取県公報

平成 30 年 12 月 18 日 (火)
第 9 0 6 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	貸付金の元利償還金の収納事務の委託 (699) (税務課) 2
	身体障害者福祉法による医師の指定 (700) (障がい福祉課) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (701) (企業支援課) 2
	建設業法による建設業者に対する営業停止命令 (702) (県土総務課) 3
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (703) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	開発行為に関する工事の完了 (704) (西部総合事務所生活環境局) 3
	収入証紙の小売りさばき人の指定 (705) (会計指導課) 4
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 4

告 示

鳥取県告示第699号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

ニッテレ債権回収株式会社

2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県理学療法士等修学資金（決定番号 417、812、930）及び鳥取県看護職員修学資金（貸付決定番号 県看第58号、県看第107号、看第1518号、看第1961号、看第2066号、173581、173741）

3 委託期間

平成30年12月14日から平成32年3月31日まで

鳥取県告示第700号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
内科	肝臓機能障害	安中 幸	境港市上道町1895-1 医療法人元町病院
呼吸器内科	呼吸器機能障害	倉井 淳	米子市米原八丁目5-13 医療法人清生会谷口病院
呼吸器膠原病内科	〃	森田 正人	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
眼科	視覚障害	春木 智子	〃

鳥取県告示第701号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランドNew米子店 米子市日ノ出町一丁目233ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

JR西日本不動産開発株式会社 代表取締役 柴田 信 大阪府大阪市北区中之島二丁目2-7

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前 (仮称) テックランドNew米子店

変更後 ヤマダ電機テックランドNew米子店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 ジェイアール西日本不動産開発株式会社 代表取締役 近藤 隆士 兵庫県尼崎市潮江一丁目1

-60-

変更後 JR西日本不動産開発株式会社 代表取締役 柴田 信 大阪府大阪市北区中之島二丁目2-7

4 変更年月日

平成27年1月30日ほか

5 届出年月日

平成30年11月29日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

平成30年12月18日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第702号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業者に対して営業停止命令を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 処分をした年月日

平成30年12月18日

2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

株式会社エニックス

西伯郡伯耆町白水199

代表取締役 今井 奈緒美

3 処分の内容

平成30年12月18日から同月24日までの7日間の営業の停止。当該営業の範囲は、建設工事に係る営業の全部とする。

4 処分の原因となった事実

同社は、建設業法第3条第1項の規定に基づく許可を受けていないにもかかわらず、米子市内などで平成30年2月から同年7月までの間に、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第1条の2に定める軽微な建設工事の範囲を超える金額で工事を繰り返し請け負った。このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。

鳥取県告示第703号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年12月18日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人厚生会	デイサービスセンターひこな	米子市彦名町1250	平成30年11月29日	平成30年12月31日	通所介護

鳥取県告示第704号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成30年12月18日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成30年11月16日 鳥取県指令第201800226402号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市外江町字廻沢
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
広島県福山市西新涯町二丁目10-11
株式会社プレひまわり 代表取締役 梶原 秀樹

鳥取県告示第705号

鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第5条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成30年12月10日	658	神奈川県横浜市金沢区 福浦一丁目5-1	株式会社光洋ショップー プラス 代表取締役 高木 孝昌	KOYOセブニーイレブ ン鳥取県立中央病院店 (鳥取市江津730)

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成30年12月18日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

- 1 講習の種別及び受講対象者
経験者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。
 - (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
 - (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成31年1月18日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第32会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察 署の管内に居住する者

- 3 講習時間及び講習課目
 - (1) 講習時間 3時間
 - (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑